

年度末・年度初めは区役所窓口が非常に混雑します！

例年2月下旬から4月中旬にかけて、区役所窓口が非常に混雑します。長時間待つ場合があるため、マイナンバーカードをお持ちの方は、引越しワンストップサービスや証明書のコンビニ交付サービス、オンライン交付申請（ぴったりサービス）をご活用いただくとスムーズに手続きができます。

引越しワンストップサービス

市外（国外を除く）へ引っ越しするときの手続き（転出届）は、区役所へお越しいただく必要はなく、電子申請できます。[千葉市 オンライン転出](#) 🔍

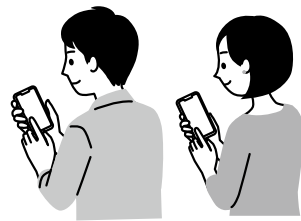
コンビニ交付サービス

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、所得証明書（最新年度分）は、全国のコンビニエンスストアなどで取得できます。コンビニ交付の場合、窓口での取得より手数料が50円お得です。[千葉市 コンビニ交付サービス](#) 🔍

オンライン交付申請（ぴったりサービス）

インターネットからオンラインで戸籍・住民基本台帳関係の証明書を交付申請できます。証明書は、後日住所地に郵送されます。なお、戸籍関係証明書については、千葉市に本籍のある方がご利用できます。[千葉市 ぴったりサービス](#) 🔍

☎区政推進課 245-5135 📠245-5155



区役所へお越しになる場合は、区役所窓口優先案内オンライン予約をご活用いただくと待ち時間を減らすことができます。

[千葉市 オンライン予約](#) 🔍

現在の混雑状況は「窓口混雑状況配信サービス」、混雑予測は「受付窓口混雑予測カレンダー」から確認できます。

年1回の狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう！

狂犬病予防の定期集合注射を行います。生後91日以上の子犬の飼い主は、犬の生涯に一度の登録と毎年4～6月に年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。集合注射会場【下記】では、登録と予防注射、注射済票交付手続きが同時にできるので、ぜひご利用ください。集合注射を利用しない場合は、動物病院で個別に受けさせていただきます。

日時・会場

区	実施日	時間	会場	区	実施日	時間	会場	区	実施日	時間	会場
中央	4/20(日)	13:40～15:00	市役所まちかど広場*1	若葉	5/18(日)	13:20～14:20	若葉区役所*1	美浜	5/25(日)	11:10～11:50	美浜区役所消防署側*1*2
花見川	5/25(日)	13:40～14:40	花見川区役所*1	緑	4/20(日)	9:50～11:10	昭和の森第1駐車場*3	*1 雨天実施（荒天の場合は中止） *2 車での来場不可 *3 駐車場は有料			
稲毛	5/25(日)	9:30～10:10	稲毛区役所		5/18(日)	10:00～11:00	緑区役所市民広場*1				

- 料 金** 3,700円（登録の場合は別途3,000円）
- 注意事項**
- 登録済みの方は、3月中旬に郵送するはがきをお持ちください。
 - 市外で犬の登録を行い千葉市に転入した場合は、事前に登録事項変更の届け出が必要です。
 - 犬の健康状態により接種できない場合があります。後日、別の会場か動物病院で受けさせていただきます。

☎動物保護指導センター 258-7817 📠258-7818



動物病院で接種した場合

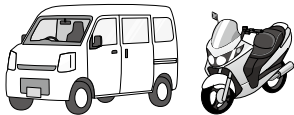
6月30日(月)までに動物病院で予防注射を受けさせた上、取扱窓口注射済証を持参し、注射済票の交付を受けてください。注射料金は動物病院でご確認ください。

取扱窓口 動物保護指導センター、生活衛生課、区役所地域づくり支援課

手 数 料 550円（登録の場合は別途3,000円）

オートバイや軽自動車の廃車・名義変更などの手続きはお済みですか？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で対象の車両を所有している方に課税されます。廃車や譲渡などを理由ですでに所有していない場合でも、手続きをしないと翌年度以降も課税されますので、必ず3月中に廃車または名義変更などの手続きを行ってください。2025年度納税通知書は、5月9日(金)に発送予定です。詳しくは、[千葉市 軽自動車税](#) 🔍



①原動機付自転車（総排気量125cc以下または定格出力1.0kw以下）、小型特殊自動車

- 必要書類** 廃車・転出＝標識交付証明書、ナンバープレート、届出者の本人確認書類（運転免許証など）
- 名義変更＝標識交付証明書、譲渡証明書、届出者の本人確認書類（運転免許証など）
- *ナンバープレートが区名の方は、市名に交換しますのでお持ちください。

申 請 先 市税事務所市民税課、市税出張所

②二輪の軽自動車（総排気量125cc超250cc以下）・二輪の小型自動車（総排気量250cc超）

③軽自動車（三輪・四輪）

- 必要書類** 手続きごとに必要書類が異なります。詳しくは、お問い合わせください。
- 申 請 先** ②関東運輸局千葉運輸支局、③軽自動車検査協会千葉事務所
- 注意事項** 農作業用トラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車を所有している場合は、公道走行の有無に関わらず、軽自動車税（種別割）が課税されます。

☎①東部市税事務所（中央・若葉・緑区）233-8137 📠233-8354 西部市税事務所（花見川・稲毛・美浜区）270-3137 📠270-3227

②関東運輸局千葉運輸支局テレホンサービス 050-5540-2022 📠247-5229

③軽自動車検査協会千葉事務所コールセンター 050-3816-3114 📠203-1786

軽自動車税（種別割）の減免制度

次に該当する場合は、減免の対象になりますので、6月2日(月)までに市税事務所市民税課または市税出張所で手続きしてください。なお、減免を継続して受ける場合も毎年手続きが必要です。

- 4月1日(火)以降に災害により損傷した車両
- 生活保護を受けている方が所有し、自ら使用する車両
- 身体障害者などで一定の要件を満たす場合
- 身体障害者などのために改造されている車両など

市税などの納付は、口座振替が便利です！一部の銀行ではインターネットから申し込みます。詳しくは、[千葉市税 口座受付](#) 🔍